

平成 29 年度

宮 田 村 教 育 委 員 会 11 月 定 例 会 々 議 録

1 開催日時：平成 29 年 11 月 30 日(水) 13：30～15：00

2 開催場所：宮田小学校

3 出席委員

- (1) 長嶋 良子 教育長（以下「教育長」と表記。）
- (2) 篠田 秀児 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 鷹野 綾子 委員（以下「鷹野委員」と表記。）
- (4) 古藤 祐巳子 委員（以下「古藤委員」と表記。）
- (5) 伊藤 一幸 委員（以下「伊藤委員」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 本田 秀樹 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 北原 敦 学校係長（以下「学校係長」と表記。）
- (3) 平澤 義章 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (4) 本田 留美 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）
- (5) 小池 勝則 生涯学習係文化財担当（以下「文化財担当」と表記。）

6 教育長あいさつ

教育長：先生方の多忙感を解消するために、県から働き方改革など指示があった。すぐに全県で取り組んでほしいこととして、以下のことが来ている。①一定の時間外の電話には留守電で対応する。②長期休業期間は一定期間の学校閉庁日を設定する。③長期休業中の働き方については自宅での勤務（テレワーク）などを研究し実施する。④月 2 回以上の教職員定時退勤日をすべての学校で実施する。以上について、1 月の校園長会で学校の現状を聞きながら長時間勤務が少しでも解消できるように先生方をお願いしていきたい。また、勤務時間を意識した働き方を勧めるようにとあり、タイムカードが無理なら PC に記録して管理してもらおう。勤務時間の割り振り、部活の問題など、校長に聞いて進めていくのでご承知おきください。以上よろしく申し上げます。

7 会議録承認 10 月定例会 （事前配布）

8 議 題

## (1) 議事

議事1号 歴史的建造物等調査の際の基準について

(1~2 ページ)

文化財担当：資料について説明

これまで宮田村内には歴史的建造物を調査する基準がなかった。先日の文化財保護審議会の皆さんにも検討いただき、基準を設けたのでご意見をいただきたい。

「ア」は教育委員会が主体的に調査する場合の基準で、A~C のいずれも満たすものとする。「A」の①~⑤は国の登録有形文化財の基準を踏襲している。ただし、「①建設後、概ね100年以上が経過しているもの」としているが、国は50年以上としている。50年以上ではすべて含んでしまうので、村では概ね明治以前とした。「B」は何でも調査するのではなく、審議会で検討し承認を得て委員長名の推薦書を得たものとした。「C」は調査申請し所有者から同意を得たものとした。

「イ」は住民から調査依頼があった場合について、A~C のいずれも満たすものとする。所有者から依頼書が提出されていることが前提で B の①~⑤のいずれかに該当するもの。

「イ」については依頼書の提出を受け、文化財保護審議会に諮り審議会で検討決定する。いずれも予算がないと調査できないので予算の範囲内で行う。その中でも景観審議会で「景観重要建造物」として推薦があった場合は、文化財保護審議会で調査の実施を審議する。この基準は村内全域の歴史的建造物を調査する際の基準とする。条例ではなく教育委員会の内規として当面設ける。

教育長：この件についてご質問ありましたら

伊藤委員：100年というのはよく分かるが、歴史的意味ではなく戦争等を考えると50年が妥当かなと考える。そこが戦争遺跡を残すか否かという点で気になるところ。70年くらい前のものの方が120年前のものより貴重であるという判断もある。

文化財担当：伊藤先生のおっしゃる通り。①から⑤のいずれかに該当するものとしているので必ず100年以上経過していなければいけないというものではない。②の歴史上、学術上か価値が高いと判断されるものに該当すれば、100年以上たっていないので該当しないというわけではない。50年前のものでも重要なものがあれば調査していきたい。文言上50年にした方が良ければ審議会で修正等も可能かと思う。

伊藤委員：もし書き加えるなら、「歴史上の中に戦争遺跡を含む」と言う言い方が分かりやすい気がする。戦争中のものは焼けて残っていないので、残っているものは大事にしなければいけないということを意識的に入れておきたい。

教育長：それは可能ですか。

文化財担当：建造物に限られるが、付け加えることは可能かと思う。教育委員会の内規ということだが、審議委員会にこのような意見をいただいたと報告した方が良いか。

次長：報告だけで良い。

職務代理：該当するものはあるのか。

次長：今のところ村内にあるのは蔵だけ。

伊藤委員：いや、あるのではないか。真慶寺の建物そのものが登戸の本部だったと書いてあるから、

そこに焼き印の一つでもあれば建物そのものが遺跡になる。実際には宮田の真慶寺にも印があると関係者が言ったのを赤穂高校の先生が本に書いたが、宮田はほとんど調べていない。軍が村内のあちこちの蔵を使っていたのではないかという話もある。

教 育 長：今後調べることはあり得るか。

文化財担当：赤穂高校の木下先生が聞き取り調査されている。去年は明治大学の登戸の資料館館長が見えたが、村内の関係施設を回っても完全に調査しきれていないということだった。今後調査して記録保存され、後世に伝えることが必要になってくると思う。

教 育 長：真慶寺には行かれたのか。

文化財担当：木下先生は何度も行かれています。

伊藤委員：真慶寺には微生物の本や医学書、薬学書など結構な量があり、リストになっていると聞いている。

教 育 長：では、この件に関してはよろしいですか

委 員：了解。

#### 議事 2 号 宮田宿における歴史的建造物の学術的調査について (3~9 ページ)

文化財担当：議事 1 を踏まえて、旧宮田宿における歴史的建造物の学術的調査について、3 ページのとおり文化財保護審議会に旧宮田宿に残っている歴史的建造物について調査したいので諮問したい。調査の理由と目的、宮田宿の意義、宮田宿の戸数、現存する歴史的建造物、調査基準及びその対象、調査の内容、方法、流れは 4 から 6 ページのとおり。ここで皆様に承認いただければ審議会に諮問する流れになっている。

今年度の事前調査は補正予算の範囲内での調査は難しいので、東京電機大学の研究室の研究費で補てんをお願いして進めている。来年度以降予算が確保できれば本調査する。

伊藤委員：調査そのものに異論はないが、本陣の新井宿が動かされているが、調査した結果元の位置に戻すのかと郷土研究会で言われた。街並みを維持するなら戻さなくてはいけないのではないか。

文化財担当：本陣をもとの場所に戻した方が良いのではないかという声を結構いただく。今から 30 年前に移築した段階で、全額村費負担で当時 1 億 3000 万円かかったといわれる。そこに新しく建てられた家は今空き家になっている。今後どうなるか分からない。移築した本陣を元の場所に戻すのが一番いいと思うが、金額的に難しければ今のままで活用できればいいと思う。将来、活用も見据えた調査ができればという話が役場から出ており、今回の調査で将来的な活用の提言もいただければと思っている。所有者の了解がなければいけないが、村としては将来活用につなげていけば一番いいと考えている。

伊藤委員：移築してはいけない。方針が一貫し、後できちんと説明できるように理論武装しないと問題になる。学術報告書としてきちんと作るのはいいと思う。

教 育 長：学術調査については承認いただけることでよろしいでしょうか

委 員：了解

(2) 報 告

報告1号 教育委員会活動報告について 10～11月 (10 ページ)

次 長：資料について説明

教 育 長：報告に関してよろしいですか。

委 員：了解

報告2号 12月議会条例改正・補正予算について (11～27 ページ)

次 長：12月に出す条例改正で、新たな教育長制度に移行したことにより、教育長の勤務時間、勤務条件に関する条例を廃止する。これまでは勤務時間を一般職員に準ずるとなっていたが特別職になったのでそれを廃止する。

子育係長：宮田村特定教育・保育給付等に関する利用者負担額を定める規則の改正について。ひとり親世帯の保育料を抑えるよう国から通達があり、去年の9月議会で条例改正した。今年新たにひとり親世帯の拡充があったので、割り振りし直した。また、階層区分の定義にこれまで運用上使っていた「ひとり親世帯等」という言葉を使うようになった。保育園に同時入園のお子さんの規定で、3人以上は徴収額の0.1倍だったが、運用としては保育料がゼロなので運用に合わせ規則をゼロにした。村外の幼稚園に行っている場合も同様に条例改正した。

教 育 長：実際これまでこれでやっていた、ということですね。

子育係長：保育所運営事業の補正について。保育所広域入所による委託料、駒ヶ根市12か月分、南箕輪村1.5か月分を補正したい。金額は保育園の規模と通っている子どもの数により公定価格が決まっているので園により差がある。

備品購入について。西保育園の未満児がかなり増えたため避難車兼お散歩車が必要になったので補正したい。

補助金について。宮田村に転入した人が、卒園までこれまで通っていた園を希望されたため補正したい。保育園の広域入所と同じだが、幼稚園は施設型給付費となる。

学校係長：入学時支援している、要保護の学用品費の基準額が倍になったので補正したい。

教員住宅管理事務について、現在公営住宅となっているが、放課後デイとして子どもの支援施設として使うことになり、施設を改修するため補正したい。

中学校給食運営事業については資料のとおり。

教 育 長：ご質問はありますか

古藤委員：放課後デイについて分からないので教えていただきたい

次 長：直接担当は福祉課で、利用者は児童。施設は教育委員会、事業自体は福祉課の予算となる。事業計画はこれから出る予定で、夏くらいから始めたい。内容的には障がい者の福祉の事なので村としても推進していかなければいけない。

鷹野委員：中学校の玄関前は砂利よりコンクリやアスファルトを張った方が良いのでないか。

次 長：金額が高いので、仕方なくそうしている

教 育 長：よろしいですか。

委員：了解。

報告 3 号 保育所入所申請の状況について (28～29 ページ)

子育係長：資料について説明

村内の未満児の今後の保育所入所率を予想した。来年度は 2 歳児の 7 割が入所予想される。施設が足りないので、来年は東保育園の事務所を未満児室にする。元の東保育園の事務室に戻し、ランチルームも保育室にしないと子どもたちを受け入れられない。未満児は年度内に増えていくので 8 月のお盆休暇に 4, 5 日で工事をし、それ以降の未満児を受け入れられるようにしたい。31 年度には西保育園の部屋を改修し、西にも振り分けていく。

教育長：待機児童をなくすというのは分かるが、預けたいといえはみんな受け入れていいのか。愛着障害が心配になる。希望に応じて保育士も探さなければいけないし施設も確保していかなければいけない。

子育係長：未満児は理由がないと受け入れられない。

鷹野委員：女性も働けという風潮になっている、企業も早く職場に戻ってほしいといえは、また働ける。貧困のためではなくお金がほしいからか。

伊藤委員：3 年も空くと雇う方も嫌がり、部署を替えられたりする。

子育係長：保育料が無料の影響もあるのでは。

鷹野委員：以前は保育料が高いから家で見える人が多かった。今はただで預けられるから、働いた方が良いということになる。

教育長：村で負担する保育料は全部でどれくらいになるのか。

子育係長：今年だけで 3900 万円。

次長：保育料全体の収入が年間 8000 万円位。

職務代理：保育士さんの給与はどれくらい。

次長：4～5000 万円。収入に差があるのに、一律の無料化はどうかとの声もある。

鷹野委員：不都合があるなら見直していくのはどうか。

子育係長：県内で完全無料というところもあり、国の流れとしては保育料無料化で進んでいる。

報告 4 号 第 2 回キャリアフォーラムについて (30～33 ページ)

学校係長：資料について説明

教育長：明日よろしくお願いします。

委員：了解。

報告 5 号 リバーランド親水公園の返還について (34 ページ)

生涯係長：親水公園を撤去し、3 月中に中部電力に返還する。利用者が少なく維持管理も大変だった。遊具、トイレ等はすでに撤去していたが、今回全面的廃止の工事が始まった。工期は 11 月 6 日から 12 月 22 日まで。業者は黒河内建設で金額は 3, 229, 200 円。

教育長：何か質問ありますか よろしいでしょうか

委員：了解。

8 その他

(1) 当面の日程について 11～12月 (35 ページ)

次長：資料について説明

(2) 信州型コミュニティースクール(CS)について

教育長：県内のCSの推進状況は、平成28年度は93%でCSが設置され、H29年度は100%設置するようになっている。地方教育行政法の改正で、学校運営協議会の設置に努力義務が課された。宮田は地域支援本部でボランティアを募り地域の方がさまざまな行事に係ってくださっている。すでにできているといっても過言ではないが、運営協議会を設置していない。学校からの一方的なお願いに対し、地域支援本部が対応している状況。地域や保護者の声が学校に届いているのかどうか、問題があるかと思う。双方で春に運営協議会を開き、学校と校長の運営方針を村民や運営委員の方に説明し、それに対し運営に参加して下さる方から学校に対する要望を言える場を作る。来年度から新しいCSで学校をオープンにして意見をお互い言い合って願いを共有し、子どもたちを育てる環境づくりをしていこうと考えている。そのために誰を運営委員に入れれば良いのか、次回の定例会で皆さんにご意見をいただきたいのでよろしく申し上げます。以上でよろしいでしょうか。

委員：了解。

教育長：本日はありがとうございました。

・次回定例会：12月21日(木) 13時30分 村民会館 第1研修室